

指定事項の変更時等に提出する書類(変更してから30日以内(再開時は10日以内に届出が必要))

法人事業者	(指定事項第10変更届出書)	為定款若しくは明記(附行)	登記簿の謄本	誓約書(様式第2)	事業者証	給水装置工事主任技術者免状の写し	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	出書(様式第11)	廃止・休止・再開届出書
事業者の名称変更※	○	○	○	○	○				
事業者の所在地変更	○	○	○	○	○				
事業者の電話番号変更	○								
代表者の氏名変更	○	○	○	○	○				
役員の名変更	○		○						
新たな役員の就任	○		○	○					
役員の役職変更	○		○						
役員の解任	○		○						
事業所の名称変更	○								
事業所の所在地変更	○								
事業所の電話番号変更	○								
新規事業所の追加	○					○	○		
事業の廃止・休止・再開					○				○
給水装置工事主任技術者の選任・解任						○(選任時)	○		
給水装置工事主任技術者の免状の交付番号変更	○					○			
給水装置工事主任技術者の氏名変更(婚姻・改名)	○					○			
給水装置工事主任技術者の免状の交付番号変更	○					○			

個人事業者	(指定事項第10変更届出書)	誓約書(様式第2)	事業者証	給水装置工事主任技術者免状の写し	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	出書(様式第11)	廃止・休止・再開届出書
事業者の名称変更※	○	○	○				
事業者の所在地変更	○	○	○				
事業者の電話番号変更	○						
代表者の氏名変更(婚姻・改名)	○	○	○				
事業所の名称変更	○						
事業所の所在地変更	○						
事業所の電話番号変更	○						
新規事業所の追加	○			○	○		
事業の廃止・休止・再開			○				○
給水装置工事主任技術者の選任・解任				○(選任時)	○		
給水装置工事主任技術者の氏名変更(婚姻・改名)	○			○			
給水装置工事主任技術者の免状の交付番号変更	○			○			

※法人・個人を問わず、事業者の継承は、「廃止」と「新規申請」の手續きとなります。「指定事項の変更」ではありませんのでご注意ください。
(例:個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡等)

※法人の組織変更(有限会社→株式会社)の場合は、「指定事項の変更」となります。(同一の法人番号である)

不明な点は水道業務課(Tel:0544-22-1177)へお問い合わせください。